

第 1 部 スライド説明資料

1 堺市地域防災計画とは（1 頁）

災害対策基本法第 42 条に基づき、堺市防災会議が策定する計画となっており、堺市における防災の根幹を決める計画となっています。

2 前回の防災会議での修正内容（2 頁）

直近の堺市地域防災計画の修正は、令和元年度（令和 2 年 2 月）に開催した本防災会議において行われ、災害の教訓を踏まえたものや、大阪府地域防災計画、さらには国の防災基本計画を踏まえたものを中心に修正しました。

3 令和 2 年度 計画修正内容（会長専決処分）（3 頁）

令和 2 年度においては、大きな修正事項が無かったことや、新型コロナウイルス感染症対策を優先することとして、本防災会議を開催せず、堺市防災会議運営要綱第 4 条第 1 項に基づき、会長の専決で修正を行いました。

新たに 2 つの校区が地区防災計画を作成し、堺市地域防災計画に規定しましたので、堺市防災会議運営要綱第 4 条第 2 項に基づき、本防災会議で報告します。

4 前回の計画修正以降に発生した主な災害（4 頁）

令和 2 年 7 月豪雨（令和 2 年 7 月 3 日～7 月 31 日）

熊本県を中心に日本各地で発生した集中豪雨により、熊本県南部にある球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者を含め、84 名の方がお亡くなりになりました。家屋被害についても甚大なものとなりました。

※そのほか、大きな社会変容として、新型コロナウイルス感染症の拡大や、それに対応した災害対応が必要となってきました。

5 今回の堺市地域防災計画修正の背景（5 頁）

頻発化・激甚化する災害や社会情勢を背景に、災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画作成の市町村の努力義務化や、避難指示の一本化に関するなどが改正されました。それを踏まえ、国の防災基本計画及び大阪府の地域防災計画が修正されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大、本市における総合計画である「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」が新たに策定され、これらの総合計画の KPI の推進に資するため、修正案に反映しました。

6 主な修正内容（6 頁）

大きく 4 つの区分

- (1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- (2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正
- (3) 風水害に係る修正
- (4) 最近の国・府・市等の施策の進展などを踏まえた修正
としました。

7 災害対策基本法を踏まえた修正（7 頁）

令和 3 年 5 月 20 日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化されました。

本市の地域防災計画においても避難情報の整理を行い、住民がとるべき行動をよりわかりやすい表現に修正しました。

8 個別避難計画について（8 頁）

障害者や高齢者など避難行動要支援者にかかる「個別避難計画の作成」が市町村の努力義務と位置付けられたことを受け、「避難行動要支援者支援対策」に関する項目に、個別避難計画の作成を進める旨を追記しました。

9 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正（9 頁）

- (1) 避難所における平常時からのソーシャルディスタンスに配慮したレイアウトや、動線等について確認しておくことを明記しました。
- (2) 自宅療養者等の被災に備えて、ハザードマップ等に基づき、危険エリアに居住しているかを事前に確認するよう努めることを明記しました。
- (3) 感染症対策用の備蓄として、日用品の中にマスクや消毒液を追加し、感染防止に努めることなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した内容を追記しました。

10 風水害に係る修正（10 頁）

- (1) 災害リスクと取るべき行動の促進
 - ・ハザードマップ等の作成にあたっての内容を充実させ、避難所以外への避難である「分散避難」の内容を追加しました。
 - ・土砂災害警戒区域等における防災対策に「土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知」を新たに新設しました。
- (2) 高潮浸水想定への対応として、水防法第 13 条で規定された高潮氾濫危険水位について追記するとともに、洪水リスクの開示としていた項目に高潮を追加しました。

- (3) 各種ハザードマップの追加として、大阪府管理河川における新たな想定最大規模の浸水想定に基づいたハザードマップ及び高潮ハザードマップを追加しました。

11 最近の国や府、市の施策の進展等を踏まえた修正 (11 頁)

- (1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進や、防災ボランティアと自治体・住民・NPO 等との連携・協働の促進、生活再建や防災教育に関することについて修正しました。
- (2) 堺市国土強靱化地域計画についても、今年度の修正を予定しており、事前に備えるべき目標の整合を図ります。
- (3) 令和4年4月に堺市総合防災センターが開設するため、その内容について新たに追記しました。
- (4) 委員の皆様へ事前に照会させていただいた、修正に関するご意見につきましては、主に避難所における多様なニーズについての内容や、要配慮者に関する内容を頂戴し、可能な範囲で今回の修正に反映しています。その他多数が文言の修正等となっており、全て反映しました。

12 地域防災計画に規定する地区防災計画について (12 頁)

今年度、堺市地域防災計画に規定する地区防災計画について、3校区から提出がありましたので、こちらを併せて追記します。

13 パブリックコメントを踏まえた修正 (抜粋) (13 頁)

令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで実施した、パブリックコメントにつきましては、合計で105件の意見が寄せられ、そのうち堺市地域防災計画へは障害者に関することを中心として15件反映します。

14 (参考) 堺市総合防災センターの開設 (14 頁)

堺市では令和4年4月1日(金)に、防災に関する中核拠点施設として「堺市総合防災センター」をオープンします。全国各地で台風や地震などの自然災害が多発しており、堺市においても南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大災害の発生が懸念されるなか、自助・共助・公助の連携によって地域の防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、防災センターを整備しました。

本施設は、消防職員や消防団員の訓練施設としてだけでなく、市民の方々に自助、共助の大切さを理解し、防災を総合的に学んでいただける体験型の防災学習施設としても活用できる施設となっているほか、大規模災害時における災害対応の拠点や物資拠点としても活用できるよう整備された施設となっています。

今後、堺市総合防災センターを活用し、堺市の更なる防災力向上に努めてまいります。